

第2章 生活環境影響調査項目の選定

2.1 生活環境影響調査項目の選定

本事業の事業計画及び地域特性を考慮して、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省、以下、「生活環境影響調査指針」という。）に基づき、生活環境影響調査を実施する項目を選定した。

選定した生活環境影響調査項目は、表 2.1-1に示すとおりである。

表 2.1-1 生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因	煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目					
大気質	二酸化硫黄(SO ₂)	○				
	二酸化窒素(NO ₂)	○				○
	浮遊粒子状物質(SPM)	○				○
	塩化水素(HCl)	○				
	ダイオキシン類	○				
	水銀(Hg)	○				
騒音	騒音レベル			○		○
振動	振動レベル			○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数	○			○	
水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)		—			
	浮遊物質(SS)		—			
	ダイオキシン類		—			

○：選定した項目

—：生活環境影響調査指針において標準的な項目とされているが、影響がないため選定しなかった項目

2.2 生活環境影響調査項目として選定した理由及び選定しなかった理由

表 2.1-1に示した生活環境影響調査項目について、選定した理由及び選定しなかった理由（技術指針を参考として選定した項目については選定した理由）は、以下に示すとおりである。

2.2.1 大気質

1. 煙突排ガスの排出

計画施設の稼働（廃棄物の焼却）に伴い、大気汚染物質を含む煙突排ガスが排出され、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀を生活環境影響調査項目として選定した。

2. 廃棄物運搬車両の走行

廃棄物運搬車両の走行による排ガスにより、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を生活環境影響調査項目として選定した。

2.2.2 騒音

1. 施設の稼働

計画施設の稼働に伴い、騒音が発生し、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、騒音レベルを生活環境影響調査項目として選定した。

2. 廃棄物運搬車両の走行

廃棄物運搬車両の走行による騒音により、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、騒音レベルを生活環境影響調査項目として選定した。

2.2.3 振動

1. 施設の稼働

計画施設の稼働に伴い、振動が発生し、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、振動レベルを生活環境影響調査項目として選定した。

2. 廃棄物運搬車両の走行

廃棄物運搬車両の走行による振動により、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、振動レベルを生活環境影響調査項目として選定した。

2.2.4 悪臭（煙突排ガスの排出、施設からの悪臭の漏洩）

計画施設の稼働に伴い、悪臭が発生し、周辺地域の生活環境への影響が考えられるため、生活環境影響調査項目として選定した。

2.2.5 水質（施設排水の排出）

計画施設から発生する排水は、生活排水は公共下水道に放流し、プラント排水は処理してプラント用水として最大限再利用して余剰水は公共下水道に放流することから、公共用水域への放流は行わない計画であり、生活環境影響調査項目として選定しない。